

事務局規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人青森県サッカー協会基本規程第35条の規定に基づき、事務局の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員)

第2条 事務局に次の職員を置くことができる。

(1) 事務局長

(2) その他の職員

(事務局長)

第3条 事務局長は、事務局の事務を統括する。

2 事務局長は、理事会の承認を得て会長が任免する。

(職員の任免と職務)

第4条 職員の任免は、会長が行う。

2 事務局職員の職務は、会長の承認を経て、事務局長が指定する。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

(改正)

第6条 この規則の改正は、理事会の決議を経て、これを行う。

附則

1 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 この規則の改正は、平成31年3月22日から施行する。(1条)

3 この規則の改正は、令和4年4月1日から施行する。(1条、2条、3条、4条)(令和4年3月19日理事会決議)